

## 別紙12-2（盛土緊急対策事業に係る運用）

### 第1 趣旨

実施要綱第2の1の(2)の①のオの(イ)に掲げる盛土緊急対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

### 第2 事業内容

以下のア及びイの盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、次の1から3までに掲げる公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等に対して、国が助成を行うものとする。

ア 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき実施した点検（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土

イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土

#### 1 安全性把握調査

上記イの盛土についての安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うものとする。

#### 2 盛土撤去事業

上記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うものとする。

#### 3 盛土崩落対策事業

上記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うものとする（盛土撤去事業を除く。）。

### 第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

### 第4 交付要件

本事業の実施に当たっては、関係部局と十分調整の上、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

1 実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域（以下この別紙において「農業振興地域」という。）又は森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域（以下この別紙において「森林地域」という。）であること。ただし、その事業の性格上農業振興地域又は森林地域に限定して事業を実施することによりかえって当該事業の効果の発現の妨げとなるおそれがあるときは、この限りではない。

2 第2のアの盛土にあつては、総点検により報告されている盛土一覧表に記載されているもの

3 第2のイの盛土にあつては、次の要件に該当するものであること。

- (1) 第2の1の事業の対象とする場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。
    - ① 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの。
    - ② 勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く。）。
  - (2) 第2の2又は3の事業の対象とする場合にあっては、次のいずれの要件にも該当するものとする。
    - ① 行政代執行による対策工事等を要するなど、緊急性の高いものであること。
    - ② 行為者等に対して求償を行うものであること（行為者等が確知できない場合を除く。）。
- 4 事業実施主体は、第2の2又は3の事業の実施に当たっては、関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。
- 5 事業実施期間等については、次のとおりとする。
- (1) 第2のアの盛土にあっては、第2の2又は3の事業の対象とする場合にあっては、令和7年度までに対策工事に着手するものに限る。
  - (2) 第2のイの盛土にあっては、
    - ① 第2の1の事業の対象とする場合にあっては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから3年以内に実施するものに限る。
    - ② 第2の2又は3の事業の対象とする場合にあっては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから4年以内に着手するものに限る。

## 第5 事業の実施

第2の1の事業の実施に当たっては別記様式第1号、第2の2又は3の事業の実施に当たっては別記様式第4号により盛土緊急対策事業計画書を作成し、当該計画に係る盛土が、主として農業振興地域に存する場合にあっては農林水産省農村振興局長、主として森林地域に存する場合にあっては林野庁長官に提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあっては、当該市町村の存する都道府県を通じて提出するものとする。

## 第6 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第2号を第5に準じて報告するものとする。

- 1 事業内容の変更
- 2 対象盛土の概要の変更

## 第7 事業の完了報告等

事業実施主体は、第2の1の事業が完了した場合は別記様式第3号を、第2の2又は3の事業が完了した場合は別記様式第5号を、第5に準じて、事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに報告するものとする。

## 第8 助成

国は、本事業に関連して必要となる次の費用につき、別に定めるところにより、予算範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

- 1 安全性把握調査  
別紙12-2別表1に掲げる経費
- 2 盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業  
別紙12-2別表2に掲げる経費

第9 費用徴収状況の報告

- 1 第2の2又は3の事業の実施に要した費用について、事業実施主体は別記様式第6号により、その年度の盛土造成行為者等からの費用徴収状況を第5に準じて翌年度の4月10日までに報告するものとする。

別紙12-2別表1 (第8の1関係)

費目	工種	事業内容
安全性把握調査費	調査費	盛土の安全性把握に必要な調査、試験、測量又は監視に要する費用
	用地費及補償費	調査・監視の施行に必要な補償に要する費用
	機械器具費	調査・監視の施行に必要な器具等の購入に要する費用
	応急対策工事費	応急対策工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借地料等

別紙12-2別表2 (第8の2関係)

費目	工種	事業内容
盛土撤去又は土崩落対策	工事費	工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。 ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	用地費及補償費	工事の施行に必要な補償に要する費用
	測量設計費	工事の施行に必要な器具等の購入に要する費用
	船舶及機械器具費	工事の施行に必要な船舶機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用

別紙12-2別記様式第1号

盛土緊急対策事業（安全性把握調査）事業計画書

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
概算総事業費					
事業内容					
所在地（地目）					
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					
許可条件等との相違					
<b>【危険が想定される要因】※該当項目を■</b>					
盛土の変状	<input type="checkbox"/> あり（ ）				<input type="checkbox"/> なし
行政指導等	<input type="checkbox"/> あり（ ） ※行政指導等の状況を記載				<input type="checkbox"/> なし
保全対象	<input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ①鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道又はその他公共施設のうち重要なもの <input type="checkbox"/> ②官公署、学校、病院等の公共建築物又は鉱工業施設のうち重要なもの <input type="checkbox"/> ③人家10戸以上 <input type="checkbox"/> ④農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）				
その他必要な事項					

※ 添付資料として、写真、位置図、許可根拠法令、盛土造成許可等（写し）、登記簿（写し）、農地台帳（写し）、課税台帳（写し）、盛土造成行為者等に発出した命令等（写し）、盛土造成行為者等情報（登記簿、農地台帳、死亡又は倒産を証明する書類等）、盛土造成行為者等の不明又は不存在の場合の公告の実施を証明する書面等）等必要書類を添付すること。

事業計画変更手続報告書

番 号  
年月日

〇〇〇〇 殿

都道府県知事

(注1)

盛土緊急対策事業〇〇地区の事業計画の変更を行ったので報告する。

(注2)

盛土緊急対策事業〇〇地区の事業計画の変更について、〇〇〇長より提出があったので、報告する。

記

1 地区名

2 事業計画書(変更)

※ 別紙12-2別記様式第1号又は別紙12-2別記様式第4号の記載内容から変更があった項目については、上段( )書きで変更前の記載内容を記載する。

別紙12-2別記様式第3号

安全性把握調査結果及び進捗状況報告書

1 実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
概算総事業費					
事業内容					
所在地（地目）					
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

3 安全性把握調査の結果

4 その他特記事項

別紙 12－2 別記様式第 4 号

盛土緊急対策事業（盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業）事業計画書

1 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
概算総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号			所在地（地目）		
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

2 要件確認

項目	記載内容	
行政指導の経緯		
行政処分の経緯		
行政代執行の法定要件	法定要件	*根拠条項を併せて記載すること。
	①改善命令等の内容（履行期限を含む。）及び違反・未履行の状況 ②保管事業者等の不明又は不存在 ③緊急の必要性がある場合の状況	
対策費用の徴収予定		

完了報告書

1 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号		所在地（地目）			
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

2 その他特記事項

費用徴収状況報告書

1 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号		所在地（地目）			
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

2 求償（徴収）期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 事業費及び求償額

総事業費 合計 (A)	交付対象 経費 (B)	内訳	求償額 (A')	徴収済み額 (累計) (D)
		交付額 (C)		
円	円	円	円	円